

平成 23 年 10 月 27 日食品安全委員会配布資料
 食品中に含まれる放射性物質に係る食品健康影響評価に関する
 審議結果（案）についてのご意見・情報の募集結果について（抜粋）

X : リスク管理に関する御意見・情報

リスク管理関係（全般）

	御意見・情報
1	原爆症による内部被ばく治療データ、チェルノブイリの同データ、原発労働者の同データなどを全て（個人データ保護のうえ）公開し、偽りのないところで、どれだけの被ばくでどれだけの癌・白血病他疾病確率が上昇するか明らかにし、その上で、1.どうしても食べてはならない線量 2.食べた場合、どれだけの被害がありうるかを自覚した上で食べることが許される線量を設定する。その場合、線量の公開データ下限は少なくとも 5-10 bq（つまり、WHO 基準以内）に設定することが望ましい。
2	事故後半年を待たずに一部の子どもたちに甲状腺の異常が報告されている現在、その被ばくをさらに増やすことは、予防原則に反する。チェルノブイリの事故から 25 年経ってその被害の全貌が明らかではない。食品安全基準そのものを引き下げることで未来の日本を担う人材をさらに被ばくさせることに反対する。
3	放射線量は時間とともに（半減期や、雨で土に入っていくとか）多少下がるが、食品の汚染は今も、止まらない。日本の給食が、今のままだと、子ども達の体につもりつもって、体内汚染される。
4	どんなに微量であっても、放射性物質とそれに汚染された食品は人体にとって安全ではない。体に少しでも悪影響をおよぼす放射性物質に対して規制値を決めること自体がナンセンスである。
5	「生涯 100 mSv」から考えるとすると、単純に「内部被ばく・外部被ばく合わせて生涯 100 mSv」ということであるから、仮に、外部被ばく：内部被ばくを 1:4 の比率として考えると、外部被ばくが生涯 20 mSv。すでに、関東～東北では、この 1 年でも 1 mSv を超える地域が多い中、この生涯外部被ばく 20 mSv というだけでも厳しい値ではあるわけで、そうなると、内部被ばくの生涯 80 mSv は、確実に守られるべき基準となる。平均寿命 80 年想定で考えた時、これは 1 mSv/年となる。現在の暫定規制値は、5 mSv を食品の種類で割ったもので、単純に考えても、現在の食品暫定規制値の 1/5 にはなるはずである。 しかも、あらゆる各種の放射線値を合計しての値が 1/5 であるから、単にセシウム 137 についてを考えると、1/5 以下ということになるであろう。さらに、希釈係数をかけている現在の考え方方は、現状に合致していない。 ここまで考えると、現在 500 Bq が規制値であるものについては、50 Bq 以下と定められなければならないというのが生涯 100 mSv という基準であると言える。 多々の文献を検討した結果導き出されたとされる、今回の審議結果を無視することなく、この結果をふまえて決定されるよう、公開のもとに検討して頂きたい。

6	<p>外部被ばくを含め、生涯被ばくを一律に 100 mSv とする考え方は、外部被ばくに関し問題のない「一般的な国民」については、実質的に食品の安全の問題に絞り込むことができるかもしない。</p> <p>しかしながら、比較的線量が高いところで復旧作業等に携わっている者や、警戒区域周辺等に居住する者等については、食品の問題ではなく、作業を放棄するなり避難するなりの対応が必要となりかねない。このことは、緊急時には避難生活等によるデメリットも勘案して上限線量を設定すべきとする、これまでの考え方を否定しかねないものと言える。</p> <p>外部被ばくを含む対応については、貴委員会の意見等のみを踏まえるのではなく、他の委員会等の意見も勘案しつつ、政府の関係機関が「総合的に判断すべき」課題であり、本案においてもその旨を明示すべきと考える。</p>
7	「今すぐ身体に影響がなければ、安全な食品である」とは言えず、放射能については、1年単位でのものの見方では、安全かどうかの判断はできない。せめて 10 年単位での摂取量を換算し、安全基準を設けなければいけないと思う。
8	何が安全で何が安全でないのか、基準そのものが正しいものであるのか、それが分からぬ限り、もはやこの国において安心した生活など到底行えない。
9	安全の根拠を明確に、子ども達の健康を未来にわたって保障できる基準の設定を、まず、お願いしたい。
10	国がそれぞれの食品について放射線量を計って「安全」だと言っても、それはその一品に対しての話で、水や野菜や米や魚や肉等々を食べれば、一品づつの合計がその人の摂取量になり、1ヶ月で軽く1年間の制限値を超えてしまう。これは実際計算してすればすぐ解ることで、こんな形での「安全」宣言をされても消費者は戸惑うばかりである。
11	チェルノブイリの資料や現地の食に事故後関わってきた人たちの経験や意見・手法をもっと活かして欲しい。楽観的な態度をやめて、早めに手を打てば後々ずっと楽になることがたくさんあるはず。
12	年間 100 mSv などという基準値を採用する事になれば 5 年後、10 年後、日本を支える子どもたちの健康が脅かされる事は勿論、輸出や観光業も打撃を受け日本国は衰退していく事は自明である。多くの国民、企業は海外へ流出することになる。
13	国民の健康と経済的活動を両立していくのは難しいことであると理解できるが、食品の健康への評価を考える場合には、経済的損失とは全く切り離して考えられるべきで、どのような結果が想定されようとも、現実に起きていることをすべて事実として受け止め、起こりうると想定される影響はすべて軽んじられることなく、つまびらかにされうるべきであると考える。
14	チェルノブイリでは主に食べ物による内部被ばくを考えればよかつたが、ここ日本では呼吸による被ばくのリスクもある。そんな中、目に見える形で放射性物質の取り込みを抑えられる物は「食品」である。この審議によりわずかでも健康リスクがあると推測出来るのであれば、放射性物質を含む食品の流通や生産を行わないよう関係省庁に働きかけると共に、噛み碎いた情報を国民にも広く広めるようお願いしたい。
15	日本の食文化は今後、精密機械産業分野を凌駕できほどの可能性を持った産業であると常々感じている。それらを支えているのは生産業者は元より安心して食べられる「国産品」としてのブランドを信頼の品質として捉えて消費する消費者「日本国民」である。生きる根源としての食を、その安全を確保してほしい。
16	食品に含まれる放射性物質をどのようにして抑制すべきかを考慮する事が必要であって、この結果をもとに国がどのように管理していくのか、その姿を早く見せて欲しい。

17	今回起きてしまった重大な原発事故にきちんと学んで、本当の意味での安全を守る基準を設定してもらいたい。
18	参照している文献がきわめて限定的であるので、その結論は信頼性に乏しい。放射線関連の学会において、閾値はなく放射線量は少なければ少ないほどよいという意見は少数意見ではない。さらに、長期間食料から放射性物質を摂取する影響についてはチェルノブイリなどを除き先行研究が少ない。住民データを集めて結果を待つというのは、およそ政府のやることではない。よって、被ばくによる人体への影響に閾値はないことを前提に、福島原発前の基準を維持するべきである。
19	100 mSv未満の被ばくによる影響については諸説ある。100 mSv未満では影響がないとの説、それより低い被ばく量でもなんらかの影響があると考える説、また最新のゲノム解析の成果を取り入れるべきとの説もある。また、「わからない」というのが真実であろうという人もいる。我々は「わからない」ことについて真摯になる必要があると思う。原発の事故も「想定外」とされている。この「わからない」の対象は、非常に重大な人体への影響である。ガンだけではない、細胞に、遺伝子に、影響があることは周知の通りだが、その際、当然に想像することができるるのは、将来世代への影響である。このため、予防的な数字をとってほしい。
20	今回の福島原発事故による放射線被ばくは過去に例をみない状況が多々あり、チェルノブイリや広島・長崎、他国の低線量被ばく地域、動物実験などでは、推量は出来ても断定出来る医学的根拠に乏しいと言える。科学的に断定できない以上、安全側に立って、より厳しい基準を設ける必要がある。
21	評価書 P81より引用からすると、「放射性セシウムの経口曝露による動物実験及び疫学研究は極めて少ない。(省略) 線量推定における不確実性及び個人レベルの曝露や交絡要因を把握していないという限界があった」と結論付けている。放射性セシウムの有害性がどのようなものかはつきりとはわかっていないならば、なるべくその摂取を少なくするような政策を推進して欲しい。
22	すでに、チェルノブイリ事故から 25 年、今回の事故はこれと同等の事故と判断すべきと思う。 ・ チェルノブイリから、半径 300 キロの地点での、その後、成人の放射線障害を調査すれば、今後、内閣がどのような処理をすべきかの予測が可能と思う。
23	安全安全というのはやめて頂きたい。健康被害を認めていないだけで、チェルノブイリでも多くの健康被害が発生している。国民はまず公的機関のということを信用してしまう。今回の福島原発事故でも最初に「安全だ、チェルノブイリのようなメルトダウンは起きない」と言っていた。国民の信用をこれ以上裏切らないで欲しい。
24	100 mSv未満の線量における放射線の健康への影響については、現在の科学では影響があるともないとも言えない、つまり将来影響があるかもしれない、絶対に避けるべきということを、国民に伝え、厚生労働省へ、国へ伝えていただきたい。特に、子どもや妊婦への影響は計り知れず、100 mSv未満という数値を出すべきではない。子どもや妊婦が将来にわたって健康を害さない、十分な余裕をもって、厳しい規制値を設定するように、厚生労働省に規制値を定める方向性を示すべき。

25	規制値を定めるにあたっての厚生労働省へ、子ども、妊婦への健康被害の影響を考慮し、また毎年、実際の健康被害のデータを正確に取った上で、規制値を見直すよう伝えるべきだと思う。何年かごとに、想定にあっているかを評価し、食品の規制値も必要があれば見直すようるべきことを厚生労働省に示すべきであると考える。また、国民に対して、規制値から起こうるリスクの説明、国民からの意見の集約を必ず行って欲しい。国民が知りたいと思う子どもや自身の健康へのリスクは必ず伝え、できる限りそのリスクを回避する規制値を設定することを厚生労働省へ指導して頂きたい。
26	今回の評価書（案）には、様々な情報が載っているように見えますが、結論として221ページ辺りに書いてあるように、今までの文献から今後の参考にできるようなデータ、情報は得られていない。それもそのはず、今回の事故は人類が初めて経験する未曾有の放射線汚染事故であり、チェルノブイリと高々25年しか経過していないので、50年後100年後にどうなるかについては全く情報のない未知の領域である。これは広島・長崎に続き日本人を実験動物とした壮大な人体実験であると考える。 こういった状況から、統計的に有意ではない、疾病の原因が特定されない、などの理由を持ち出して、食品からの放射性物質の経口摂取量の基準を緩く設定することだけしないでいただきたい。特に、子どもたちが口にする食品については（給食など）、疑わしきはすべて罰する方向で、なるべく汚染のない地域（西日本）の食材や、厳しい検査基準をパスした安心な食材を使用することを義務付けるよう関係諸機関に要請していただきたいと切に願う。
27	数値表示以外の、安全性評価は不要である。基本的に汚染されていれば、リスクの度合いはあるかないかでいえば、危険性があるとしかいえないで、受け止める側の自主判断とし、判断基準設定プロセスの分からぬやり方であれば、意味がなく、単純に数値表示してもらえば、カロリー表示のように夫々の年齢、環境によって各々判断できる。生活条件の異なる、特に汚染地域での暮らしでは、外部汚染の影響もあり、単体の食品で安全を担保する訳ではないため、各々が総量を考えられる。数値表示を行うようにしてください。
28	今度の原発爆発事故の終息の見通しが見えない中で、生涯にわたって被ばくし続けなければならない子どもたちの健康被害を最少にすべく、加害の責任を明らかにし、調査体制を抜本的に強化せよ。食品の放射性物質汚染の検査が決定的に不十分である。また、加害者に対する刑事罰を科すべく、政府が手続きに入り実行するよう要求する。
29	「害を為す証拠がない」を安全を配慮しない理由にするのではなく、「わからないことだらけのなかに、一部不十分なサンプルと不十分な統計的推定による不確かなデータがあるだけ」という科学的な限界認識にもとづき、「害を為さない証拠がある」原発事故以前の生活環境を基準値策定の準拠点とすべき。
30	「影響があるか、ないか」という医学的、科学的判断ではなく、社会的判断として震災前の基準に戻すべきである。それでも暫定基準値を維持するのであれば、それは生産者に対して、また補償を行う企業に対しての経済的配慮に基づく判断である。データの乏しい医学的議論をいつまでも続けるのは堂々巡りである。
31	国は、あえて、摂取可能な線量の数値を、決めるべきではない。 決めたところで、国は、これに関し「責任」をもつことは不可能である。また、保障するもできない約束を発表することになる。 国がすると言って約束手形を発行しても、不渡りの手形を発行すると同様である、できることは、できないと、はつきり表明すべき。
32	放射線とは累積で健康に影響を及ぼす性質のものであり、食物以外にも空気・水などさまざまな被ばくの危険があるため、健康維持の観点では放射線に曝される量を極力減らすに越したことはない。

33	現在の食品は販売者に有利となっている。消費者が安心して食べられるようにして欲しい。
34	食品どうこう言う前に、日本が今何をすべきか考え直した方が良いと思う。
35	放射能が含まれていない食品を摂取する事は当然の事であり、放射能に対して容認するなんてとんでもない。我慢して摂取する事を日本内外に体裁よくおしつけまるで軍事国家のよう。何を議論しているのか。放射能が含まれないそれが答えである。
36	評価は、除染を徹底して指導し、検査機械を増やし、高濃度に汚染された食品の流通をきちんと止めてからやるべきことだと思う。
37	仮に 300 Bq の汚染値をもつ茶葉を購入して、毎日 5 杯その茶葉で入れたお茶を飲んだら、それは健康に対してどう影響すると考えるべきかといったことが重要であり、生活者の視点で審議して、生活者に分かる審議結果を国民に提示して欲しい。

リスク管理関係（暫定規制値・今後の規制値）

	御意見・情報
38	暫定規制値が高すぎて信用できない。速やかに暫定規制値を下げるか撤廃すべき。国民の健康を守るため、特に妊婦（胎児）、乳児、幼児、未成年者が安心できるようにすべき。
39	暫定規制値が海外と比べ高すぎる。ドイツ、ベラルーシ等の基準を参考にし、品目ごとの基準を設定すべき。特に妊婦（胎児）、乳児、幼児、未成年者が安心できるようにすべき。
40	内部・外部被ばく別、性別、年齢別、妊婦、小児別に基準を設定すべき。特に、妊婦（胎児）、乳児、幼児、未成年者には厳格な基準を設定すべき。
41	毎日食べる、米や麦、牛乳については、放射性物質に汚染されていないものとし、品目ごとに細かく基準値を設定すべき（肉は〇Bq、トマトは〇Bq、きゅうりは〇Bq と個別に）。毎日、食べたり飲んだりするものと、それ以外のものが同じ基準というのは、納得できない。
42	現在の暫定規制値は高く、だれの責任において設定されたのか知りたい。
43	一般公衆の年間被ばく限度の年間 1 mSv を守れる基準とすべき。
44	ヨウ素、セシウム以外のストロンチウム、プルトニウム等の核種についても基準値を設けるべき。
45	食品の規制値は 10 Bq/kg 以下とすべき。
46	現在の暫定規制値はいつまで続くのか。また、外部被ばくを含めた場合、何年で、100 mSv に達するのか知りたい。
47	現在の暫定規制値はいつまで続くのか、期限を明示すべき。
48	現在の暫定規制値は国の都合で作っているとしか思えない。
49	放射性物質が検出されないことを安全基準とし、それ以外の食品が一切出回らないようにすべき。
50	現在の暫定規制値では、日本の加工品も含めた食品の安全性、信頼性が損なわれ、外国から輸入規制が行われる。
51	早急に、外部被ばく・内部被ばく量を生涯 100 mSv とした値から算出されたより厳しい規制値を設定すべき。現在の暫定規制値では生涯 100 mSv に収まらない。
52	基準値を低く設定し、放射性物質の拡散を防ぐ努力が必要。
53	現在の暫定規制値が高すぎて、安全かどうか不安で、安心して購入したり、食べたりすることができない。ひいては、子育てすることに不安を覚える。
54	安全が証明されない以上、放射性物質を含む食品を摂取させないという姿勢をとるべき。

55	食品、飲料水に含まれる放射性物質は、特に、妊婦（胎児）、乳児、幼児、未成年者が安心できるように「0」とすべき。
56	内部被ばくと外部被ばくは、特に、妊婦（胎児）、乳児、幼児、未成年者が安心できるよう最低限に抑える基準を設定すべき。
57	高線量の被ばくを受けた人も含め、だれが食べても飲んでも大丈夫という厳密な基準にすべき。
58	現在の暫定規制値について科学的根拠はあるのか教えて欲しい。科学的に証明されていないものに対しては信用できない。
59	生涯ではなく、それぞれの年ごとに基準を決めるべき。
60	基準値は必要に応じて見直すことも必要である。
61	信頼できる分析に基づき、国民が納得いく基準値を定めるべき。
62	放射性物質の摂取について、一定量以下であっても絶対に「問題ない」、「安全」と言い切れないため、規制値や基準をどう定めても賛否両論が起こる。
63	いざれは、国際的に通用する基準値にする必要があるのか、國の方針を知りたい。
64	安全・安心な食品を購入できるようにして欲しい。
65	今回のケースのような場合には、最悪の事態を想定し、予防原則、未然防止の原則に則り、厳しい基準値を設定すべき。
66	現在の暫定規制値は、高すぎて信用できず、受け入れられない。
67	日本人は外国人より、いつから放射性物質に対して強くなったのか。なっていない。
68	現在の暫定規制値からこれ以上、規制値を上げることはしないで欲しい。
69	基準値を設定するに際しては、8割以上は国内の食品を摂取しているという前提とすべき。
70	現在の暫定基準値を設けた根拠と世界の基準値との違いの根拠を示して欲しい。
71	現在の暫定規制値は科学的根拠がない。
72	現在の暫定規制値以内のものを食べ続けた場合の危険性を認識しているか。（特に米、牛乳など。）食品による内部被ばくは蓄積していく一方である。
73	基準値を生涯 100 mSv とした場合にだれが管理するのか。個人で行うのか。
74	暫定規制値を設定した省庁はどこなのか、その根拠、責任者の所在、万が一の補償について国民にしっかりと説明して欲しい。
75	食品に含まれる放射性物質の基準は 50 Bq/kg 以下とすべき。
76	現在の暫定規制値だと国外に脱出するしかない。
77	現在の暫定規制値だと、外部被ばく、内部被ばく合わせると 20 mSv/年 になってしまふため、早急に見直す必要がある。
78	海外に輸出できる基準とすべき。国内では通るが海外では通らない基準になるなら、基準を 2つ作り、それを告知した上で、販売可能とすべき。
79	世界で一番厳しい、食品、飲料水の基準とすべき。
80	新たな規制値の設定に際しては、その判断根拠を明確にし、国民に対し、責任者の所在と説明責任を果たすこと。
81	汚染地区、非汚染地区など、地域ごとに基準値を設定することも必要。
82	今回の審議結果に基づく運用にあつたっては、国民の健康を最優先に考え、100 mSv 以下は安全と言えない立場に立つべき。
83	国内に輸入される規制値が 370 Bq/kg に対し、国内が 500 Bq/kg では矛盾しているし、そうなった理由も示されていない。
84	現在、流通している食品はすべて計測している訳ではないこと、暫定規制値は安全な値でないこと、基準値は市町村独自に決めてよいことを明文化して欲しい。

85	農薬の基準に比べ、放射性物質の暫定規制値が並はずれて高いのか疑問。
86	現在の暫定基準値は国民の健康を守るためのものではなく、生産者を守り、流通を滞らさないためのものだと思う。経済でなく、人命を優先すべき。
87	食品の安全を確保するための国際基準に基づく安全で安心な法律を制定すべき。
88	震災以前の値から、規制値を引き上げていること自体がおかしい。引き上げているから、検査結果がNDになり、風評被害が生まれるのではないか。
89	規制値を自分で判断するとどんな数字になるのか、その判断は間違っていないと自身がもてるかどうか知りたい。
90	現在の暫定規制値内の食品を食べ続けた場合に、どんな健康影響ができるのかについてのデータ（年齢別・男女別、妊産婦等）を誰でも理解できるよう示す必要がある。
91	チエルノブイリ事故の教訓から内部被ばくについての脅威を学ぶべき。
92	ICRPではなく、ECRRに合わせた規制値を設定すべき。
93	食品からの内部被ばくだけではなく、外部被ばくも含めた規制値を設定すべき。
94	ヨウ素については、甲状腺への影響が明らかなため、実効線量ではなく、甲状腺等価線量で規制値を示すべき。
95	放射線核種について、mSvではなく、Bqを用いて生涯の線量をきめるべき。
96	加工食品（調味料、パン、お菓子等含む）についても規制値を設定すべき。
97	暫定規制値以下だから、「健康に問題ない」という認識はもつべきではない。
98	セシウムの総量から推測できる規制値の割合を調査し、設定すべき。
99	放射性物質の種類によって規制値を決めるのではなく、すべての核種をトータルして決めるべきで、7 Bq/kg 以下が望ましいと思う。
100	ドイツ放射線防護協会による提言の、乳児、幼児、未成年者は、4 Bq/kg 以下とし、成人は、8 Bq/kg 以下とすべき。
101	乳幼児のミルクに使われる水の規制値が、国際法で定められている原発排水より高いというのはおかしい。
102	食品からの被ばくが年間 0.41 mSv と想定しているのだから、食品に含まれる放射性物質はその数値を上限とすべき。
103	100 mSv 未満は、「健康への影響があるともないとも言えない」ことをきちんと厚生労働省に伝えること。決して、この評価書案は、100 mSv 未満は、安全であるとは述べていない。さらに、言うのであれば、「小児に関しては、甲状腺がんや白血病といった点でより影響を受けやすい可能性がある」ということ。健康を害さない、十分な余裕をもって、厳しい（低い）規制値を設定するように、厚生労働省に規制値を定める方向性を示すべき。
104	生涯 100 mSv は、どうやって把握すればいいのか。 現在の暫定規制値は高すぎる。高すぎるうえに、下回ったからといって市場に出回る。実際その食品がどれくらい汚染されているものなのか、消費者は自分で確かめることができない。
105	事故があつたために従来の基準が守れないから基準の方を緩和するのでは、今までの規制値は一体何だったのか。事故があつたからこそ基準を厳格に、検査を確実にすべき。
106	内部被ばくの係数の違いを説明し、その上で未来にわたって安心できる規制値を作るべきではないか。
107	現在の暫定規制値のままでは、子どもを産もうとする女性が減って少子化になるなど、将来的に、年金、医療、納税等国家の存亡にかかわってくる。

108	現在の暫定基準値では1年間に15ミリ以上の体内被ばく量になる。それも限りなく20mSvに近い。この数字を安全とする根拠は一体どこにあるのか。 3.11以前の日本の法的被ばく限度は、年間1mSvだった。それが現実に事故が起り放射性物質が拡散され放射能の危機にさらされる状態になつたら20倍にも引き上げられた。今までの法律は一体何だったのか。 被ばくは年々積算されていく、危険度は増していく。排出される量より取り込む量が多いので当然である。体内被ばくを認めないICRPのリスクモデルを基準にすることは日本に悲劇を生む。
109	早々に、周辺諸国からの海産物での放射性汚染損害賠償請求により「やっぱり暫定基準は危険だった」と証明されることである。
110	基準が高いと農家の方も作らざる得ない。福島の方も政府決定の基準と世間の評価でとても苦労されていると思う。それはやはり基準が高すぎて信用できないからではないか。
111	評価書（案）は、現在は緊急時につき、国際機関等の考えにのっとって、人工放射能の影響を年間5mSvにし、食品の基準値を再考するような考えが意図されているように感じた。年間1mSvを目指したが、結果として抑えられなかつことと、最初から基準を上げていることでは前提が違う。国際機関などの5mSvに関する考えには、食料調達が難しい場合とあり、現在の日本では、これにあたらないと考える。流通経路も現在は機能していると理解している。
112	放射性物質についてはこの程度なら安心という閾値はないため、規制値は低くすべき。
113	食品に対する放射線汚染をどのように算定するかを説明する米国のワークブックをよろしければ一部送りたい。（牛乳に対するものもある。）日本の特定のニーズに応じたワークブックの作成に役立つかもしれない。
114	なぜ、水道の暫定基準値が原発排水の規制値よりも高く設定されてしまうのか。
115	放射能は受けなくてすむなら受けない方がよいものである。「ここまで大丈夫」という基準ではなく、汚染ゼロが望ましい、ということを前提からはずすべきではない。
116	日本の食文化は多岐にわたり、核種別に集積する部位が異なるが、肉、魚等の部位別の基準は設けないのである。
117	ヨウ素の検出は空気中の検出も現在されていないこと。また、8日間という半減期が短いことで、暫定規制値は撤回すべき。
118	IAEA、ICRP、コーデックス共に生涯被ばく閾値を年間100mSvとしている内閣府自身が公表するなら、内閣府自身がそれを支持するものとみる。そうである以上、今すぐ文科省の20mSvの撤回、又各食品における暫定基準値を全て1/100にまでは必ず引き下げていただきたい。これらは全て誤った計算式に立っている。
119	「どれくらいまでなら食べても安全か」ではなく、「どうしたら国民の口に入らずに済むか」を審議して欲しい。今回の審議によって、今までの暫定基準値が見直されることを望む。
120	放射性物質の基準が日本はなぜ緩いのか。今の現状で何が安全と思えるのか。放射性物質の食品の規制値を厳しくして欲しい。
121	仮に評価書（案）によるTDIに基づき、飲料水中のウラン濃度の規制値を試算すると、多くの輸入ミネラルウォーターのウラン濃度は基準値を超える値となると想定される。包括的な検査が必要になると想定されるが、どう対応するのか。
122	現在の暫定規制値では、セシウムだけで年間5mSvも被ばくしてしまう。高すぎる。
123	生涯100mSv、簡単に年1mSvという基準を確定させて、今の人々の緩い基準値を早急に見直すべき。

124	セシウムを指標核種として考えれば、他の核種の影響もある程度含めて評価できると考えられる。セシウムを指標核種として使用し、影響を受けないように規制して欲しい。
125	放射性物質の基準が日本はなぜゆるいのか。今の現状で何が安全と思えるのか。放射性物質の食品の基準値を厳しくして欲しい。
126	今の基準は、高校生や大学生の男子などが全核種基準値いっぱい食べたら 17 mSv になる。
127	80 年生きたとして、一年あたり 1.25 mSv となり、世界標準の一年あたり 1 mSv よりも高く安心して住めない。 厚生労働省によると、暫定基準では一年あたり 17 mSv で、生涯 100 mSv 基準では余命 6 年足らずとなるが、そんな暫定基準値おかしい。
128	現在の食品の暫定基準値では、最大で年間 17 mSv の内部被ばくすることを国自身が認めている。外部被ばくと合わせればさらに被ばく量は上がる。政府は日本の法律を守って欲しい。
129	暫定基準値以上の農産物を出荷した場合の農家酪農家への罰則を規定して欲しい。
130	安全とは言い切れないけれど、基準値を高めにしなければ日本の第一次産業が守れない、食品流通が滞ってしまう、など、経済的な理由もあるのか。
131	「規制値以下の食品は安全である」との認識を国民に与えることは避けること。閾値は存在しないという国際的コンセンサスを国民に説明すること。
132	現在の暫定規制値では実効線量は 17 mSv になり、ICRP 勧告が 1 mSv の中、完全に理屈が破綻している。ECRR やドイツの規制値を採用するか暫定規制値をすべて 1/20 以下にし、預託実効線量は年 0.5 mSv 程度に抑えるべき。
133	生涯 100 mSv を基準として、子どもには子どもの感受性を考慮した基準を設定することを、厚労省にはこの数字に基づいて食品の基準値見直しを行うことを強く要請したい。
134	乳児の基準が国際法の原発排水基準の 2 倍（セシウム）、7 倍（ヨウ素）なんておかしい。
135	日本の乳児の飲料暫定基準値は、国際法の原発排水の基準値を超えている。
136	すべての国が輸入を受け入れてくれるような基準を作るべき。
137	国民だけでなく、国際社会に対して説明できる、安全サイドに立った恒久的な基準値を設定するべき。
138	累積放射線数値が高い地域の外部被ばくの数値と照らし合わせて、内部被ばくを憂慮し、基準値を定めるべき。
139	暫定基準値を 10 Bq にしてもらえば、明るい気分で働いて納税できる。
140	生涯 100 mSv 支持し、他の省庁もこの値との整合性を取って欲しい。
141	水の基準値を 10 Bq に戻し、野菜の基準値を 370 Bq 以下にすること。
142	食品による内部被ばくは 1mSv/年以下にするため、現在の暫定規制値は多くても現在の暫定基準値の 1/28 の値にすべきで、子どもは 1/68 にすべき。
143	牛肉など 500 Bq/kg は欧米に比べ厳しすぎる。
144	文科省の 20 mSv の撤回、又各食品における暫定基準値を全て 1/100 にまでは必ず引きさげて頂きたい。
145	基準を低くして、せめて 5 年、出来たら 10 年様子を見るべき。
146	原発事故により外部被ばく・内部被ばくとも進んでいる、空間被ばく量が通常より高い、今後も長期に渡って外部被ばく・内部被ばくが高いこと照らし合せた上で、生産・流通・消費の各段階で遵守できる食物の基準値を設定すべき。
147	厚生労働省は、子ども、妊婦への健康被害の影響を考慮し、また毎年、実際の健康被害のデータを正確に取った上で、規制値を見直すべき。

148	統計的に有意ではない、疾病の原因が特定されない、などの理由で、食品からの放射線物質の経口摂取量の基準を緩く設定しないで頂きたい。
149	周辺諸国からの海産物での放射性汚染損害賠償請求により「やっぱり暫定基準は危険だった」と証明される事となろう。
150	今すぐ暫定規制値を、原発事故以前の食品の輸入禁止 370 Bq/kg に下げるべき。
151	現在の暫定規制値は、弱者を守るための規制値になっているようには思えない。
152	汚染食品・飲料が全国的に流通したり給食で供されることになれば、全国民の内部被ばくを助長する危険性を認識し、基準値を早急に見直すこと。
153	基準値を決める過程を可視化すべき、保安院が決めた基準値を目安では信用できない。
154	現在の暫定規制値とどう関係性が変わるのが、どのように新たな規制値が導き出されるのが等の丁寧な説明をして欲しい。
155	現在の暫定規制値では、食品による被ばく量を 0.1 mSv とするのは根拠が不明確である。
156	一般公衆の被ばく限度を 20 mSv に引き上げるのは、内部被ばくと外部被ばく（職業人の被ばく限度）とを混同しており、間違っている。
157	被ばく量はできる限り少なくすべきであり、 100 mSv までに収まればよいというものではない。
158	セシウムとストロンチウムの比率について、実効線量係数の違いを適切に踏まえられていないのではないか。
159	リスクを十分に説明した上で、「安全値」ではなく、「がまん値」だということを説明すべき。
160	本当に安全な基準値を示す必要がある。
161	震災以前の規制値にすること。
162	現在の暫定規制値は事故後 1 年間までとすること。
163	特に主食（コメ）の規制値を低くすべき。
164	管理をするにあたって、平均的な摂取量で判断するのではなく、95 %タイル値（または平均摂取量の 3 倍）を摂取しても問題ないように、規制値を設定すべき。
165	基準の策定過程においては、従来の、全身被ばくデータに基づいて提案されている、実効線量など、シーベルト単位の指標は採用せず、内部被ばくを直接の調査・研究対象とした実験データ、あるいは臨床報告を採用すること。
166	チェルノブイリ事故被災者を対象とした臨床研究によって、尿中のわずか 6 Bq/L の放射能によって、膀胱の遺伝子に前がん状態を引き起こす損傷が起きることが明らかとなった。予防安全の原則に立てば、この事実は、体内に蓄積し易い放射性物質を含む飲料を摂取する場合、その放射線量は、 6 Bq/L よりはるかに低い値でなければならないことを示唆している。このことから、体内に蓄積され易い放射性物質を含む食品、飲料における放射能の許容量は、1 L、あるいは 1 kgあたり、ひと桁のベクレル、あるいはそれ以下と定めるべきである。
167	食品会社や流通業者は独自の安全基準を設けて構わないこととして欲しい。
168	今回提言された数値を、いつから、どのような場合に適応するかの記載がない。今後刻々と状況が変化する現存被ばく状況においては適応しないとの明記がなければ、運用にあたっての現場の混乱をまねき、大切な栄養素の摂取不足に陥る危険性を含んでいる。
169	規制値を定める場合に、きちんと国民とリスクコミュニケーションを行ったのちに定めるべきある。
170	国際的なリスクの検討結果との整合性を考慮し、異なる見解を採択する際にはその判断根拠を明示することが必要であり、国際的な勧告による基準との違いについて納得のゆく説明が求められる。

リスク管理関係（小児等）

	御意見・情報
171	妊婦（胎児）、乳児、幼児、未成年者の健康を第一に考えた規制値を設定すること。妊婦（胎児）、乳児、幼児、未成年者にとっては、「規制値以下」＝「安全」ではない。
172	妊婦（胎児）、乳児、幼児、未成年者については、成人に比べより厳しい規制値を設定すること。
173	妊婦（胎児）、乳児、幼児、未成年者については、放射性物質に汚染されていない食品が優先して配布できるように、販売される食品の放射性物質の含有量を基に年齢別に区分けして販売する、母子手帳持参者には、優先的に販売されるなど工夫することが必要。特に、粉ミルク、離乳食、幼児食、給食等。
174	妊婦（胎児）、乳児、幼児、未成年者については、放射性物質に一切、汚染されていない食品が行き渡るようにすべき。特に、粉ミルク、離乳食、幼児食、給食等。
175	安全性の高い食品は価格を上乗せして販売し、子どものいる家庭には、支払い時にその分を割り引くといったシステムがあつてもよい。
176	妊婦（胎児）、乳児、幼児、未成年者については、食品からの内部被ばくを避けるため、規制値を設けるのではなく、「0」とすべき。特に、粉ミルク、離乳食、幼児食、給食等。
177	妊婦（胎児）、乳児、幼児、未成年者が食するものについては、たい肥、肥料、地下水等徹底的に管理された土壤で行うべき。
178	小さい子ほど、被ばくの影響が強いことについて、もっと情報収集すべき。
179	生涯 100 mSv の基準を子どもに当てはめるのはどうかと思う。
180	震災による福島原発爆発事故以来、「放射線防護の常識」からは考えられない「この程度の放射線ならば安全だ。大丈夫だ。」というメッセージが、発信されているのを見て、大変混乱し失望いたした。特に、国民が知らないのをいいことに、外部被ばくと内部被ばくを混同して安全を強調した説明。18 歳未満は立ち入り禁止となっている「管理区域」以上の放射線量が確認されている地域に、子どもを住まわせ続けて「ただちに健康に影響はないので大丈夫」とするのは何ごとなのか。
181	胎児への影響については、年間 5 mSv では、特に影響はない趣旨と理解した。同時に、はっきりとしたことが分かっていないだけと伺え、安心できない。ベラルーシでは Chernobyl 事故後の影響を見てみると、年間 1 mSv を超える環境や食品で管理されていては、胎児へのリスクは高いと感じる。
182	子どもたちは細胞分裂の盛んな時期に、汚染された空気や水、食品や食物を体内に取り込むことはとても危険で、内部被ばくによる細胞分裂に異常を来す。空気は吸わないわけに行かない。ホットパーティクルは呼吸で防ぐ事は難しいと思う。できることは食品からの体内汚染を防ぐしか手段はない。子どもたちを食物からの汚染を出来る限り避ける方法を考えて頂たい。
183	子ども達には年間 1 mSv を死守するべき。
184	生涯 100 mSv もの高い線量を、子ども達に強要すべきではない。
185	緊急に子どもの被ばくを減少させるための新しい法律を制定して欲しい。
186	ドイツの放射線防護協会の勧告を参考に、1 歳未満～17 歳未満は 4.0 Bq/Kg 以下、17 歳以上は 8.0 Bq/kg 以下にすべき。
187	子どもの基準値は、「年間 100 μSv」ぐらいまでには引き下げるべき。
188	子どもが被ばく限度を超える可能性がある場合は、速やかに避難などの処置をとるべき。

189	成人と同様の基準で給食等が提供される問題を避けるために、被ばく低減勧告を国として行うことを求める。
190	ベラルーシでの事例を見ても、妊娠する可能性がある女性にとって、年間 1 mSv を超える環境や食品はリスクが高い。
191	「大人には影響がないが子どもや妊婦にはリスクが伴います」といった食品表示が行われることを望む。
192	これから未来を担う子どもたちのために、より安全なルール作りをするべきではないか。
193	子どもたちの食物からの汚染を出来る限り避ける方法を考えていただきたい。
194	子どもについては疎開させるなどの具体的防護措置を講じるべき。
195	子どもたち自身が身を守れるよう、正しい情報を与えるべきである。教職員の知識にもかなり遅れがみられ、また、個人の差が大きい。

リスク管理関係（公衆被ばく 1 mSv）

	御意見・情報
196	法令に基づき、内部被ばく・外部被ばく合わせて年間 1 mSv 以内となるように規制値を設定すべき。
197	法令で決められた年間 1 mSv の規制値をなぜ変更したのか、する必要があったのか。

リスク管理関係（産地表示）

	御意見・情報
198	産地の偽装表示が無いよう、徹底調査を行うこと。
199	産地表示を細分化し、県名だけでなく市町村名まで表示するなど厳密化すること。
200	海産物については、水揚地ではなく、漁獲海域まで細かく表示すること。（太平洋産等ではなく、○県沖等）
201	畜産物（牛乳）の産地を表示すること。
202	給食の使用食材の産地を表示すること。
203	産地偽装表示の罰則を強化すること。
204	加工食品については、賞味期限だけではなく、消費期限、製造年月日、製造工場名、材料の産地表示を明記すべき。
205	畜産物の肥料・飼料の産地を表示すること。
206	生産者を表示すること。
207	赤ちゃんが使用するものは原材料の原産地を公表すること。

リスク管理関係（食品への表示義務）

	御意見・情報
208	全ての食品（加工食品・原材料を含む）に含まれる核種・放射能濃度 (Bq) の詳細な表示を義務付け、罰則等で担保すべき。
209	暫定規制値以下であっても詳細な値を表示すべき、ND（不検出）の場合もその旨明記するとともに検出限界値を表示すべき。
210	ヨウ素・セシウム以外の核種についても、検査の上、放射能濃度(Bq)を表示すべき。

211	全ての食品の放射能濃度(Bq)の表示により、消費者が選択できるようにすべき。消費者には選択する権利がある。
212	全ての食品の放射能濃度(Bq)の表示を前提に、年齢に応じた基準を示し、消費者の選択に委ねるべき。
213	暫定規制値より低い基準を満たした食品に対するマーク制度を導入すべき。
214	表示 (Bq と Sv, Bq/g 等) の統一を図るべき。
215	グレーゾーンの放射能濃度の食品については長期間摂取すると病気になる旨の警告を表示すべき。
216	未検査のものはその旨表示させるべき。
217	「検査済み」という表示は不検出であったかのような誤解を招くため規制すべき。
218	年齢ごとに摂取できる食品の優先順位をつけるべき。
219	原発事故が起きる以前の食品に含まれる放射性物質の値を明示して欲しい。
220	放射性物質の含まれる量によって段階表示をすべきと考える。
221	子ども用メニューには、「こども認定商品」、「放射能フリー認定商品」などの表示を許可して欲しい。

リスク管理関係（監視・検査・流通）

	御意見・情報
222	国は、徹底した安全管理の下、食品の安全性に注意を払うべき。
223	市場に出回るすべての食品（加工品、給食も含む。）について、検出限界値を0に近づけた上で放射性物質の検査を行い、規制値以下でもその値を正しく、迅速に行うこと。
224	消費者自らが放射性物質の検査ができる計測場所の設置や公共機関・販売店に検査機器を設置し、消費者が簡易に食品の汚染度を確認できるようにすべき。
225	個々の食品に放射線量の実測値の表示を義務づけ、消費者が選択できるようにするために、販売店等に食品放射線量測定機器の購入に補助金を出し、購入のハードルを下げる必要ある。
226	検査方法等についてのマニュアルを作成し、検査方法等の統一化、厳密化を図り広く国民に周知する事。
227	放射性物質の測定を迅速に行うための検査機器の開発と検査機関の増設を図るべき。
228	米、牛乳などは、汚染の少ないものと混ぜ合わせて規制値以下にならないように混入のルールを明確化し、作付地や搾乳地を明記すること。
229	生産者・流通・販売段階での産地偽装等の取り締まりの強化・厳罰化を図るなど、トレーサビリティの徹底を図ること。
230	放射性物質に汚染されている食品は一切流通させないようにし、汚染されていないのみ流通されること。特に妊婦（胎児）、乳児、幼児、未成年者には徹底すべき。
231	市場に出回るすべての食品について、どこが、どんな機器を用いて調査し、検査結果がいくらなのか、規制値以下でもその値を正しく、迅速に公表すべき。
232	学校・給食センター等に放射性物質の測定機器を設置して、専門のスタッフが毎日計測し、汚染されていない食材のみ提供すること。
233	ヨウ素、セシウムだけでなく、事故により放出されたすべての核種について検査し、核種ごとに規制値を設けること。（特に、海産物におけるストロンチウム）

234	汚染されていない、食品、土地が今後、汚染されることのないように汚染された、食品、家畜、肥料、がれき等放射性物質を含むものの移動は行わず、放射性廃棄物として処分すること。そうしないと、汚染されていない地域まで汚染されてしまう。
235	1年間における各品目ごとの安全な摂取量の目安があれば、各家庭でも放射性物質の摂取量の計算ができる。今の状態では、自分の被ばく量を知ることができない。
236	海外の基準に合わせた厳しい、監視・検査を行い、それをクリアしたもののみ流通させること。
237	検査の際は、煮沸、水洗い、骨抜き等はせずに、そのままの状態で行うこと。
238	放射性物質に汚染された土地での農作物の作付を禁止し、代替地を与えるなどの環境整備をすべき。
239	実際に販売される集団(ロット)を対象にした場合には、その内部のばらつきも含め統計的に意味のある測定方法を採用することとし、平均値と標準偏差に規格を持たせ、規格上限のロットを食べ続けた場合に年間の被ばく量の平均値+6σ が 1 mSv 以下(他に検査を受けたり航空機に乗ったりするので願わくば 500 μSv 以下)になるようにする。また、最終販売所でロットの平均値と標準偏差を明記するようとする。
240	自治体、企業へ測定方法(装置・測定時間・測定方法の選別方法)の公開を義務づけること。
241	牛肉については、こま切れ、切り落とし肉についても原産地表示を義務付けるべき。
242	同じ食品であっても、第三者的立場にある複数の機関で検査する必要がある。
243	「kg」あたりの Bq 数よりも「g」あたりの Bq 数の方が理解しやすい。
244	検出限界値を 3 Bq/kg 程度に統一すべき。
245	現在の暫定規制値や検査体制では、いくら検査しても意味がなく信用できない。震災前の基準で検査すべき。
246	稻わらを食べてない牛からセシウムが検出された。その原因が分からないのに出荷を再開してよいのか。加えて、卵、牛乳、鶏、豚の検査結果はどうなっているのか知りたい。
247	ウクライナの検査体制を参考にすべき。
248	各地域ごとに内部被ばくと外部被ばくを合わせた積算値を調査し公表すること。(放射線量は、α、β、γ 線のすべてを調査すること。)
249	現在の検査体制は規制値が高すぎる上に検体数が少ないため、放射性物質に汚染されている食品が販売されていると思うため、安心して購入することができない。
250	牛乳の検査を徹底的に行い、検査結果を正しく公表すること。
251	国、自治体、生産者、食品業界など、官民一体となった検査体制を構築し、情報公開を図ること。
252	消費者が汚染された食品から身を守るために正当な選別機会を与えるため、自治体ごとに検査機器を用意し、誰もが測定できるようにすべき。
253	規制値を超えた農作物等の廃棄の基準とクリアランスレベルを明確にすべき。
254	米、牛肉については、検査方法を確立して検査し、その上で市場に流通させるべき。
255	家畜や魚類に与える飼料・肥料も検査対象とし、汚染された廃棄物は与えないようにすべき。
256	食品メーカーでは、「市場に出回っている原材料は規制値以下」として使用しており、放射性物質の検査が行われていないように思う。
257	農地の作付土壤とセシウムの調査は全数調査とし、その結果はすべて公表すること。
258	サンプル検査は、今よりサンプル数を増やし、生産時、出荷時、販売時など今より厳密に行うべき。
259	放射性物質の検査が行われていない食品には、「未検査」と表示し、検査済の食品のみ流通されるべき。

260	米の調査については、全調査点の GPS 座標、空間線量、測定機器、条件等を公表し、検出限界以下であったもその値を表示すべき。
261	現状では、汚染された食品が外食産業や給食産業に流れ、経済的弱者や給食を拒むことでのきない児童・生徒が被ばくしてしまうことのないようにしなければならない。
262	米、小麦の検査は玄米や麦芽だけでなく、白米、小麦粉の値も検査してほしい。
263	一般的に「可食部」とされていない部分についても検査を行い、その値を正しく、公表すること。
264	空間線量の測定よりも、土壌の測定を優先に行い、汚染されていない土壌を確保すべき。そうしないと安全な食物は外国からの輸入に頼らざるを得ない。
265	セシウムが検出された場合、ストロンチウムが含まれている可能性があるので、規制値以下でも出荷すべきではない。
266	日本には、食品に付着した放射性物質を除去する秀いでた工業製品があり、これらをもっと活用すべき。
267	全ての食品について、放射性物質の含有量が検索できるようなシステムがあればよい。
268	放射性物質による食べ物の汚染調査を徹底的に行って、汚染状態とそれが実生活において、どのような意味を持つのかを国民一人一人が分かるようなかたちで公表すべき。国民の健康を真に考えているのだとしたら、関係機関は正しいデータを公表し、国民一人一人の納得のいく判断を促すべき。
269	日本の主食である米については、低汚染の米を日本政府の権限で一定量確保し、全国の妊娠婦や乳児、幼児など特に影響が心配される年齢の子どもに行き渡るように特別枠を設けて優先的に販売するなどの対策が必要。
270	最低でも、Kg 当たり 10 Bq 以内に収まった食品だけを流通させるべき。
271	なぜ水産庁は水産物の検査を地方自治体に任せているのか。
272	なぜ原乳の調査対象を農場や地域限定にせず、高汚染地域と低汚染地域を混ぜるようなことをして平均値を検出値とするのか。
273	働く若い世代のいる工場給食、母親と乳幼児のいる病院給食を用途として納入される全ての食品に対して検査をし、上限を低く設定すべきではないか。また、その数値は広く利用者に公表すべき。
274	魚の場合には、プランクトンや各内臓の放射線量まで、海洋調査と共に調査せよ。
275	内部被ばくに対する感受性が強い子どもと若者たちが摂取する食品の放射性物質の検査体制を抜本的に強化すること。
276	ウクライナの基準と同程度で、生活習慣の違いも加え、沢山食べるもの、そうでないものというように細かく基準を定めて、それが、きちんと検査できるスーパー測定器をおく。
277	市独自の検査に助成する制度を設けて欲しい。
278	国民一人一人に放射線検出器の性能のいいものを貸し出すべき。
279	検査体制もまだまだ不十分であり、きっと厳しい数値を出すことが先決である。
280	安全基準の設定後は、食品の検査体制を徹底し、運用面でも安全が担保されるよう、関連機関が連携する基準の運用体制を構築
281	ウクライナ、ベラルーシ、ロシア等を参考にしつつ、米の摂食量や魚を骨まで食べる食習慣など、日本独自の配慮を加えるべき。
282	ごく一部の食品しか検査していないにもかかわらず「安全」とするのはおかしい。
283	検査については、信頼できる国際機関による検査結果も公開すべき。
284	基準値を超えたものは政府等が管理、廃棄してほしい。
285	地下水を利用している各企業にも定期的に検査させるべき。

286	検査品目や頻度、地域をもっと増やしてほしい。
287	汚染を受けた農地・漁場からの生産物は100%検査すべき。
288	人工核種が検出された食品の流通を禁止すべき。
289	諸外国から測定器を借りるべき。
290	東北や関東の空間放射線量が高い地域では、流通する食品の汚染許容度の上限を引き下げるなど、特別の取組を求めたい。

リスク管理関係（給食）

	御意見・情報
291	給食には、規制値以下ではなく放射性物質に汚染されていない食材のみを用いること。
292	給食の全てにBq表示をし、規制値以下であってもその値を正確に表示すること。
293	給食のすべてに原産地表示を行い、流通経路を明確にすること。海産物については、漁獲海域まで細かく表示すること。（太平洋産ではなく、○県沖等）
294	給食は保護者による選択が可能なようにすること。（希望者には、弁当、水筒持参を認めること。使用食材の原産地名等、選択に必要な情報を保護者に通知すること。）
295	牛乳については、原乳場所を表示するとともに、放射性物質の検査を正しく行い、その値を公表すること。
296	給食については、より厳しい規制値を設け（以前の基準にする等）、すべての食材について、全核種の検査を行うこと。
297	学校、給食センター等に放射性物質（線量）の測定機器を設置し、毎日／定期に計測・公開すること（要すれば、専門スタッフを置くべき）。
298	当分の間、給食には、備蓄米、輸入米等汚染されていない地域の食材を使用すること（食材の産地を選択可能とすること）。
299	汚染された材料を使用して給食が提供された場合（訴訟問題を含め）の責任の所在を明らかにするシステムを確立してほしい。
300	給食から牛乳を廃止すること（選択ができるようすること）。
301	文部科学省／学校が給食食材のきめ細かな検査をすること。
302	安全なものが給食に配給されるように、産地偽装等がないような方向に進めること。
303	給食の基準値の元になる基準値に特に厳しい基準値を設けるのが難しいのであれば、目標値を設定すること。
304	学校や幼稚園の給食や水は本当に安全なのか（使われる食材が不安です。安心なものにして下さい。）。
305	一刻も早く小魚は給食から取り除くこと（ストロンチウムは骨にたまるから）。
306	放射性物質を減らせる調理法を確立し、全国の給食担当者に指示を徹底すること。
307	汚染レベルが高い地域に残らざるをえない児童・生徒の給食用に特別枠を設置し、優先的に低汚染米を販売すること。
308	国が給食に汚染度の低いものを優先的に配給すること。
309	肉・魚を給食に使わないこと。
310	地産地消はやめて欲しい（考え直すことも必要）。
311	これまで、普通に美味しく食べていた物が食べられなくなり、買い物に行っても産地や製造場所を選び、時には問い合わせをし、時間がかかる上にストレスでしかない。保育園・幼稚園の給食も「国の暫定規制値に合わせる」というのでは安心できない。

312	子どもたちに学校給食という形で少量ずつの被ばくをしいらせるることはやめていただきたい。
313	教育委員会に対し、「安全とは言えない食材を給食に使わないでください。」と何度もお願ひをしたが、その度に「市場に流通している食材だから安全です」と言われ続け、取り合ってもらえなかつた。その結果、非常に汚染数値の高い牛肉を子ども達が食べさせられてしまった。この様な事がないように訴えてきたのに、非常に残念であり、怒りを感じる。
314	放射性物質を取り込みやすい、牛乳、葉もの野菜、しいたけ、骨ごと食べる魚、ベリー類、海藻などは、一時的には避けるべきではないか。戦後と違い給食に完璧な栄養のバランスを求める時代ではなく、安心なものを食べさせたい。
315	学校・保育園の給食においても、内部被ばくを最小限にとどめるための対応を直ちに実効するべき。
316	厚労省の定めた緊急時の食品スクリーニングマニュアルの食品測定方法の応用として、調理後の給食をミキサーして簡易スクリーニングするなど、安全対策は見直したほうが良い。
317	義務教育で強制的に口に入れる学校給食は自ら食材を選ぶことができない子どもの立場に立って、安全を保証できる対策をすべき。
318	給食に使用する食材を全て検査しないのであれば、汚染可能性のある地域の食品は使わないべき。又は、産地を明記した上で、親に選択させるべき。

リスク管理関係（飼肥料等の再利用の禁止等）

御意見・情報	
319	放射性物質に汚染されているすべてのもの再利用、移動、焼却を禁止すること。そうしないと、汚染されていない地域や除染した土地まで汚染され、安全な農産物等が生産されなくなる。
320	農産物等については、飼肥料、地下水など徹底的に管理された土地で栽培すること。
321	現在の暫定規制値を超えた食品はどうなっているのか。廃棄されているのか、焼却されているのか。汚染されたものを食べたり、使用したりすると、糞尿、排泄など巡り巡って、汚染を広げてしまうため、すべきではない。

リスク管理関係（その他）

御意見・情報	
322	原発事故は収束が見られず、長年に渡り放射能汚染と付き合っていくかなくてはならない。国は、国民にこれ以上被ばくをさせないように最大限の努力をし、国民の健康と命を第一に考えた対策をとるべき。何より、将来を担う子ども達の健康に悪影響を与えないようにしなければ、国は衰退の一途をたどる。
323	今回の事故の原因は国と東京電力にあり国民にはない。責任をうやむやにせず、放射性物質の拡散を防止するためにも、汚染された農作物、水産物等については、国と東京電力がきちんと補償すること。
324	食育の視点からも、国民が納得いく対策、基準値、データの公開をお願いしたい。
325	徹底した測定と除染を行うこと。
326	医師等に対し、低線量被ばくについての認識を促したり、ロシアに派遣するなど、チェルノブイリ事故の影響をもっと学ぶべき。また、国として、低線量被ばくに対する健康被害対策チームなどを立ち上げるなどすべき。

327	年齢や性別の違いによる食品からの内部被ばくの計算方法について周知して欲しい。
328	汚染の低い、外国からの食料を緊急に輸入拡大すべき。
329	放射性物質ができるだけ、除去するための調理方法の伝達をして欲しい。
330	食品業界に放射性物質に対する認識をきちんと持つように国が指導して欲しい。
331	学校における放射性物質に対する対策を強化して欲しい。土壌検査（プルトニウム、ストロンチウム含む）の実施等。
332	放射性物質に関するあらゆるデータについて、情報開示を行うとともにその審議過程も明らかにすべき。
333	規制値の策定にあたっては、反原発派の専門家や世間から支持を得ている人を専門委員として参加させるべき。
334	国民にとって不利益な情報であっても、真実を伝えることで、国民の理解と協力が得られることになる。
335	外国人に対する情報公開がされているのか、気になる。漢字を読めない外国人は産地を選ぶ事すらできない。
336	汚染がれきの焼却施設周りの環境テストを行うこと。
337	チェルノブイリの情報を採用し、若年層と妊婦の内部被ばくの回避を目指す具体的な手法を検討すること（子どもの健康保持のための栄養学や酵素の補給についての情報の収集と広報の徹底）。
338	こども手当よりも、食品の安全のためにお金を使った方がよい。
339	民間の技術も活用して汚染地域の除染を徹底的に行い、安全な農産物が作れるようにすべき。
340	正しい知識を誰にでも分かる言葉で広く公開すること（ネット環境にある方は容易に正しい情報が集められるのですが無い家庭は新聞・TV 報道だけを信じる。）
341	農畜産業、漁業、食品加工業などにおいては土壤、海洋、飼料、工場設備、水などの汚染調査を徹底し、作付制限等の川上での規制を強化した上で、食品の放射線測定体制を強化するなどの方策を探り、汚染食品の流通を防ぐ措置を講じる必要がある。
342	諸外国に対し、我が国の放射性物質を含む食品への取り組み等についての広報活動に努めること。
343	地域ごとに、事故によりこの5ヶ月間で受けた内部・外部の被ばく量をシミュレーションして、さらに暫定規制値で食品をとった場合の今後見込まれる被ばく量の数値を示して欲しい。
344	食育をするのであれば、まず、内部被ばくについて行うべき。
345	全国の放射能汚染マップ等を作成し、定期的に全国の田畠・飼育環境の調査を行い、結果を公表して欲しい。
346	汚染された食品等を拡散させないために安全地帯を確保し、汚染物を一か所にまとめて埋めるべき。また、汚染物資と非汚染物資は同じ箇所には一切置かない、汚染物資が見つかった場所は徹底的に除染し、そのとき同じ空間にあったものも直ちに放射性物質が漏れでないようにして廃棄するなど、保管方法にも十二分な配慮が必要。
347	健康被害、体調の変化をもっと詳しく調査し、健康診断などで甲状腺の検査項目を設けて、病巣の早期発見に努めるべき。
348	東北・関東の子ども達は3月に被ばくしている。福島の子どもを最優先に、安全な食料と厳しい基準を、次に、関東地区の子どもたちに安全な食料と基準を設定すべき。
349	放射能で汚染されている地域に住めないと住民の方に告げること、そのエリアでは食べ物を作れないと周知徹底させることも必要ではないか。

350	具体的な調理法、部位など(例えば内臓は食べてはいけないとか野菜なら皮をむくなど) 食材別に下処理をしたことによって具体的に放射性物質がどのくらい減少するかなどのデータをそろえ、それを教育できる人材の育成、およびその人たちによる放射性物質に関する食育をすべき。
351	原発の事故後、収束するどころか毎日凄い量の放射能汚染が広がり、それでも世界の基準からかけ離れた安全基準に、未来の子ども達は大丈夫なのか不安。稻わらからのセシウム汚染牛をはじめ、土壤汚染、お水の汚染、このままでは、日本の人口が確実に減ってしまう。
352	国際的に通用しない汚染度の高い食品を流通させることは、海外への食品の輸出にも影響が出ている。現に、海外の多くの国が日本の食品を輸入禁止している。世界中に日本の食物を輸出して、食べてもらうことが何よりの復興となる。
353	個人で外部、内部被ばく量の計算・管理ができるように、全国民を対象に、毎年の被ばく量検査を義務づける、などが必要。
354	備蓄米を提供して欲しい。
355	米の調査で不検出が続いているが、土壤に降り積もったはずのセシウムはどうなったのか。そのメカニズムを教えて欲しい。
356	現時点での食品汚染の正確なデータを公表し、事故以前よりも少しでも汚染度の高い食品には警告を発して欲しい。
357	食物の種類ごとに放射性物質を取り込む部位や率、また食物連鎖による生体濃縮に関して専門機関を設置し研究を行い、その成果を国民の間で情報共有し、最低限の防御方法を構築すること。
358	内部被ばくについて、生産地から消費地までの経口的な経路について、万全の防止策をとるとともに、十分な情報開示対策を探るべき。
359	天気予報で放射性物質飛散予報を行うべき。
360	厳しく検査してそのデータを公表し、安心して食べてもらう体制を敷くことが、日本の産業を健全に保ち、信頼を取り戻すことになり、最終的には生産者の生活を守ることになる。基準を緩くすることで一時的には流通し、生産者を救済することはできたとしても、生産者だけ救済する体制は信頼を失う。今よくても結局、消費者が離れてしまえば、産業は地に落ちてしまう。
361	行政は消費者の安全を第一に考え、他部署との連携を図ること。
362	国民は健康で安全に暮らせるための権利が、憲法によって保障されている。国として国民の生命・安全を守る責務がある。また、国際人権規約を遵守するよう求める。
363	各メーカーに問い合わせても、検査方法等が統一されていないため、企業秘密で詳しいことが分からず、不安である。
364	今回の事故を機に、今後の食に関する基本的な考え方を示すことが必要。例えば、一次産業の下で食に関する絶対必要量を試算し国内で自給が可能な食の管理、臨時に他の国土を貸借して利用させてもらう等。
365	暫定規制値内の食物を摂取した場合に、「どれだけの汚染された食べ物を何年間摂取する」という健康被害が出るのかを年齢別に日本人の平均寿命と同じくらいの年月で統計を取り、正確なデータを示す事が必要がある。
366	生産者・流通・販売の業者、何より国と自治体が誠実に対応してくれなければ、放射性物質の汚染は広がり深刻になる。
367	汚染地域にいる乳幼児、妊婦、妊娠可能な女性、未成年者は希望があれば、希望地域に疎開されてあげてもよいのではないか。
368	脱原発を推し進めて欲しい。

369	「原子力環境整備促進・資金センター」が出している情報を分かりやすい言葉に直し、どこでも手に入るよう国民に配布宣伝して欲しい。
370	「みんなが納得し、安心して、自分で選んで食べられる状態」にすることが重要だと思う。
371	地下水も汚染が進んでいる可能性がある。地下水脈の調査は大がかりなものになり、民間レベルや県レベルでは無理。国はすぐ地下水の調査すべき。
372	放射能物質が親水性が高いことを示している。このことから海洋汚染とメルトスルーによる地下水の汚染が重大な問題である事がわかる。一刻も早く東北沿岸の海藻類の除去、養殖の禁止期間設定を。地下水への流入阻止を。
373	国民に外部被ばくと内部被ばくの大きな違い、またCTなどで使用される放射線や自然放射線の影響と、原発事故により放射能汚染された食品を食べることの危険性の大きな違いを、早急に周知徹底して欲しい。
374	国民の健康を守るために、「健康被害との因果関係が明らかでない」は、大丈夫ではない。安全性が明らかになるまで摂取を制限するべきであるといった論調が本来あるべき姿ではないか。
375	牛肉の汚染も、始め流通が発覚したのは厚労省が検査を要請したから。農水省が初めから国民の食の安全を司るところではないのか。
376	九州や北海道に土地の余地はあると思うので、東北～関東の方を段階的に移住して頂くプログラムを実行することが、全国民にとって、ベストだと思う。
377	1. 奇形児の増加、2. 染色体異常の増加、3. がん細胞の増加、4. 無駄な死亡の増加、以上の4点を一刻も早く止める、又は軽減する為には食の安全は特に急を要する。これは各国民はもとより、國家の責務と考える。
378	食物に関して、シーベルトやベクレルでの扱いが分かりづらいのと、他国でも例の無い摂取許容量が将来、どのような影響を与えるのか不安である。
379	「100 mSvまでは安全」の為にする思弁と宣伝にエネルギーを費やすのではなく、食品の放射線測定を早急に普及させるとか、住民の内部被ばく調査を徹底させるなど、放射線被ばく予防や放射能摂取予防の方法を確立すべき。
380	世界中で事故から五ヶ月を過ぎても放射能が漏れ続けている状況はかつてない。日本で一番土壤汚染が酷かった東海村で 60 Bq である。現在の土壤汚染は広範囲で甚大で、科学的文献などあるわけない。
381	ヨーロッパ諸国における低線量被ばくについての現状や、バラルーシ共和国などにおける健康被害の現状を認識した対応をすべき。
382	航空機モニタリング調査も行うべき。
383	海洋調査と生物濃縮の問題について取り組んで欲しい。
384	食べてしまった放射性物質を排出するための医薬品等の開発に力をいれて欲しい。
385	居住地域の環境汚染状況を各放射性同位元素別に逐次評価、公開するように法律を定めるべき。
386	食品あるいは環境からの放射線によると思われる障害（悪性腫瘍など）が生じた場合に、その評価及び医療補助、救済を行う機関を設置すべき。
387	北海道、関西、九州、沖縄などの農地を最大限に使い、できるだけ多くの食物の出荷を目指すべき。

388	生涯の許容される累積線量を 100 mSv 未満としたことを踏まえ、厚生労働省は、ライフステージに合わせた 1 年間の被ばく線量（外部、内部被ばくを含む）の上限値を示すこと。
389	過去ではなく、現状把握とそれに対する即効性と永続性のある対策をお願いしたい。
390	他の省庁は、食品安全委員会が出した生涯 100 mSv との整合性を取って数値設定をして欲しい。
391	チェルノブイリ事故後に、ドイツ国民の体内にセシウムが蓄積されていく様子が分かる資料があるが、暫定規制値を運用し続けた場合、体内へのセシウム蓄積が机上で想定された範囲内であるかを検証するために、「実測値」を調査して、国民に公表して頂きたい。
392	不安な原子力発電から安心の再生可能エネルギーへの転換が、この国の農業を救う。
393	どの核種でも経口摂取が最も健康、命に影響を与える率が高いことが明記されている。それならば、今回放射能飛散を受けた東日本の農産地について、汚染濃度を鑑みて生産禁止地区を明確に公示していただきたい。産業擁護論と被ばく地の復旧は相容れないとこの報告書は示している。
394	内閣府は旧態然としたエネルギー政策のまま利権温存としかいえない誤った事故対応を繰り返す政府・各省に対し、少なくともこの審議案に則して強力に指導、改善をしてもらいたい。
395	政府委員会で「放射線のリスクは関連性を認められない」と一言でイコール安全として暫定基準値を決めて福島をはじめ子どもたちに給食など強制するのはおかしい。暫定基準値のまま、放っておくのは政治の怠慢。安全食品緊急輸入でも何でもすべき。ロシア周辺諸国に一時的に測定器を借りるのも有効。
396	安全と言うなら政府委員会の科学者、大臣、原発推進官僚等は、自分の家族を福島の空気で育て、福島産の暫定基準値 500 Bq ぎりぎりの食材を食べさせ続けて安全性を証明すること。それから一般の国民に御願いすべき。それができなければ、すぐに移住と暫定基準値を引き下げるべき。
397	食品の規制値を上げるのなら、「これからは危険な食品も出回ります」ということを宣言して欲しい。
398	今回示された生涯 100 mSv を、国民一人一人が容易に、かつ的確に掌握できるような表示及び手段を講じて欲しい。
399	「放射線による影響が見いだされるのは・・・生涯における累積実効線量として、およそ 100 mSv 以上と判断した」とのことですが、おそらく福島県内のかなりの地域では、外部被ばくだけで、この生涯 100 mSv を超えてしまう状況にある。そうなると、福島県内のかなりの地域で、健康への悪影響がされることになり、避難対象地域を大幅に拡大する必要があるのでないか。しかも、避難するとしたら年月がたって放射線量が半減期によって少なくなってからでは意味がなく、早急に避難する必要がある。福島県の経済、行政が壊滅しかねない避難規模にもなりかねない。 もはや、このような外部被ばくの下では、食品による健康影響どころではない。厚生労働省ばかりでなく、他省庁においても検討し、早急な避難対策を取るべきだと思う。
400	食品添加物の規制も厳しくして欲しい。
401	地鶏は、平地で放し飼いされており、いったん放射性物質を体に取り込んだら、すぐに卵に出てしまう。また、違う飼い方をしていても影響を受けてしまうのではないか。大丈夫な卵も買われなくなってしまう。
402	事故前には一年に 1 mSv という基準が事故後に 100 倍に跳ね上がったという事はその基準を信じて食品を国民が消費すれば、数年後に今の乳幼児を中心にして癌の発生率が急上昇する恐れがある。

403	線量計測地点を日常生活レベルの高さまで低くすべき。
404	日本に住む人全員に被爆管理手帳を交付し、医療被爆等明確にわかる被曝についてはきちんと記録を残した上で、食品からの被ばくに配慮できるような体制を構築すること。
405	牛肉におけるセシウムの検出の遅れなどから、市場に出回って消費された後に検出される恐れが今後あることを否めない。

X：リスク管理に関する御意見・情報に対する回答

いただいた御意見・情報については、厚生労働省等のリスク管理機関にお伝えいたします。また、お寄せいただいた御意見・情報は、今後、食品安全委員会が行うリスクコミュニケーション等の参考とさせていただきます。